

第 8 章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ニ関係)

勝山市の美しい眺望景観の一つに、市街地の外縁部に広がる美しい田園集落景観があげられます。(写真 8-1～写真 8-4)

雄大な山並みを望む眺望景観の前景となる田園・集落・鎮守の森の風景や、河岸段丘の特徴ある地形と融合した石積み、山地に溶け込むように点在する山間集落の風景など、農村地域特有の美しい景観は、人間が自然に働きかけながら永い年月をかけて創り出したもので、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって形成されてきた文化的景観と言えます。こうした美しい農業景観を地域資源として位置付け、市民と行政が協働により保全と創出を図ることが求められています。

美しい農業景観の保全と創出に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、景観計画の基本目標と基本方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観と調和の取れた良好な営農条件の確保に努めると共に、本計画に定める「基本目標」、「基本方針」、「分類別景観形成方針」に適合したものとします。



写真 8-1. 荒土町北新在家の麦畑



写真 8-2. 平泉寺町平泉寺のそば畑



写真 8-3. 野向町薬師神谷のコスモス畑



写真 8-4. 荒土町布市の水田

(図 2-3 眺望景観⑦)